

伊丹市立南西部こども園整備工事（建築工事）の請負契約の一部を変更する契約を締結することについて

伊丹市立南西部こども園整備工事（建築工事）の契約金額を変更するため、下記のとおり請負契約の一部を変更する契約を締結する。よって、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和 3 9 年伊丹市条例第 1 2 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

令和 2 年 1 2 月 2 3 日締結した伊丹市立南西部こども園整備工事（建築工事）の請負契約中「契約金額 金 7 2 6 , 6 1 6 , 0 0 0 円」を「契約金額 金 7 3 1 , 2 4 7 , 0 0 0 円」に改める。

令和 3 年 6 月 7 日提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

(参 考)

1 工事の名称及び位置

名称 令和２年度伊丹市立南西部こども園整備工事（建築工事）

位置 伊丹市野間１丁目１０番１６号他

2 契約の方法

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第２号の規定による随意契約

3 契約金額

金 7 3 1 , 2 4 7 , 0 0 0 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 6 6 , 4 7 7 , 0 0 0 円）

4 契約の相手方

住 所 神戸市中央区港島中町７丁目４番３

名 称 株式会社明和工務店

代表者 代表取締役社長 松本 章

5 工事変更の概要

地中障害物（コンクリートガラ等）の撤去及び処分等